土地改良制度の見直しについて

＜改正事項の概要＞

平成２９年２月
農林水産省
農村振興局

①　農地中間管理機構と連携した新事業の創設

○　**農地中間管理機構が借り入れている農地**について、**農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業**を実施できる制度を創設する。

（土地改良法第87条の３、第91条、第91条の２及び第92条の２・農地中間管理事業法第８条）

（背景）**農地中間管理機構への貸付けが増加**することが見込まれる中で、**基盤整備が十分に行われていない農地**については、**担い手が借り受けない**おそれ。一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は**基盤整備のための費用を負担する用意はなく**、このままでは基盤整備が滞り、結果として、**担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる**可能性。

現行制度	改正後

土地改良法

現行制度	改正後
・　農業者の申請により実施 ・　農業者の同意あり ・　農業者の費用負担あり	・　都道府県の判断により実施 ・　農業者の同意なし ・　農業者の費用負担なし

農地中間管理事業法

現行制度	改正後
〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕 ・　中間管理事業の実施方法 ・　農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果 ・　所有者等への協議 ・　貸付相手方の公平な選定	〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕 ・　中間管理事業の実施方法 ・　農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果 ・　所有者等への協議 ・　貸付相手方の公平な選定 ・　所有者等に本事業が行われ得ることの説明の実施［追加］

＋

公共性・公益性を確実に担保する必要

［新事業の要件］

①　**機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象**であること

②　**機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あ**ること

③　本事業の実施により、**担い手への農用地の集団化が相当程度図られる**こと

④　本事業の実施により、**事業実施地域の収益性が相当程度向上する**こと

〔転用防止措置〕

①　**農用地区域からの除外は中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可**

②　所有者が**中間管理権を解除等した場合は特別徴収金を徴収することが可**

② ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設

○ **ため池等の農業用用排水施設の耐震化**について、**農業者からの申請によらず**、国又は地方公共団体が、原則として**農業者の費用負担や同意を求めず**に事業を実施できる制度を創設する。 （土地改良法第87条の４）

（背景）巨大地震発生のリスクが高まる中、防災重点ため池等については、国土強靭化基本法を踏まえ、**国又は地方公共団体が、自ら耐震化事業を早急に行うことが求められている**状況。

現行制度	改正後
・ 農業者の申請により実施 ・ 農業者の同意あり ・ 農業者の費用負担は実態上なし（※）	・ 国又は地方公共団体の判断により実施 ・ 農業者の同意は原則なし（※） ・ 農業者の費用負担は原則なし（※）

※ ガイドラインで農業者の費用負担をゼロと規定

※ 費用負担を求める場合には改めて同意が必要

③ 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設

○ **土地改良施設の突発事故への対応**について、**農業者からの申請によらず**、国又は地方公共団体が、**災害復旧事業と同一の手続**で事業を実施できるよう措置する。 （土地改良法第２条、第49条及び第87条の５）

（背景）農業水利施設の老朽化が進展する中で、パイプラインの破裂等の突発事故が年々増加しており、迅速な対応が必要。

現行制度	改正後
・ 農業者の申請により実施 ・ 農業者の同意あり ・ 農業者の費用負担あり	・ 国又は地方公共団体の判断により実施 ・ 農業者の同意は原則なし（※） ・ 農業者の費用負担は原則なし（※）

※ 費用負担を求める場合には改めて同意が必要

④ 除塩事業の創設

○ **除塩事業**を土地改良法上の**災害復旧事業として位置付ける**。 （土地改良法第２条）

（背景）南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクが高まっている中、除塩事業を迅速に実施できるようにする必要。

現行制度	改正後
・ 土地改良法に基づく災害復旧事業には位置付けられていない（特例法を制定し対応）。	・ 土地改良法に基づく災害復旧事業として新たに位置付け

⑤　申請人数要件の廃止

○　国又は都道府県が行う土地改良事業の**申請人数要件（15人以上）を廃止**する。　（土地改良法第85条）

（背景）経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、事業参加資格者（耕作者又は所有者）が減少しており、申請人数要件（15人以上）を満たせない支障が発生。

現行制度	改正後
・　国・都道府県営事業の実施に当たり、事業参加資格者15人以上の申請が必要	・　事業参加資格者の申請人数要件を廃止

⑥　同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

○　土地改良施設の更新事業のうち、**技術革新等に起因する機能向上を伴うもの**に係る**同意手続を簡素化**（※）する。
（土地改良法第48条、第85条の３及び第87条の２・水資源機構法第13条）

（※）事業参加資格者の３分の２以上の同意に代え、土地改良区の総（代）会の議決で事業の実施が可

（背景）現行制度においては、土地改良施設の更新事業のうち機能維持を図るものについては、同意徴集手続を簡素化。一方、機能向上を伴う事業については、事業参加資格者の３分の２以上の同意が必要であり、事業の実施に支障。

現行制度	改正後
・　同意徴集手続の簡素化は、施設更新事業のうち機能維持を図るものに限定	・　技術革新等に起因する機能向上を伴う施設更新事業（省エネ型ポンプの導入、ゲート設備の自動化・遠隔操作化等）についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加

⑦　共有地に係る代表制の導入

○　土地に共有者がある場合等、**代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす**。　（土地改良法第113条の２）

（背景）共有地については現行制度上、事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があり、事業の円滑な実施の支障。

現行制度	改正後
・　事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要（共有地の代表者は代表権限を有していない）。	・　共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、事業に関する同意等を合わせて１票としてカウントする仕組みを導入。